最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県自動車小売業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 15 日

福島労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間753円」を「１時間754円」に改める。

岐阜労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 15 日

岐阜労働局長　矢部　憲一

第４号中「１時間815円」を「１時間818円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月21日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 15 日

静岡労働局長　麻田千穂子

第４号中「１時間812円」を「１時間818円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月27日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県各種商品小売業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 15 日

静岡労働局長　麻田千穂子

第４号中「１時間775円」を「１時間780円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月27日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県耐火物製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 15 日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間804円」を「１時間808円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 15 日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間786円」を「１時間790円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 15 日

岡山労働局長　大崎眞一郎

第４号中「１時間817円」を「１時間821円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第４号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 15 日

山口労働局長　笹嶋　　貢

山口県輸送用機械器具製造業最低賃金

１　適用する地域　山口県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で輸送用機械器具製造業（航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は炊事の業務

ロ　手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかしめ、簡易な組立て、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務

ハ　手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務

ニ　手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間788円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

山口労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 15 日

山口労働局長　笹嶋　　貢

第４号中「１時間736円」を「１時間742円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 15 日

愛媛労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間800円」を「１時間804円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月25日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 15 日

熊本労働局長　峯　作二郎

第４号中「１時間699円」を「１時間704円」に改める。